

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3799

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2025 年 8 月 7 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

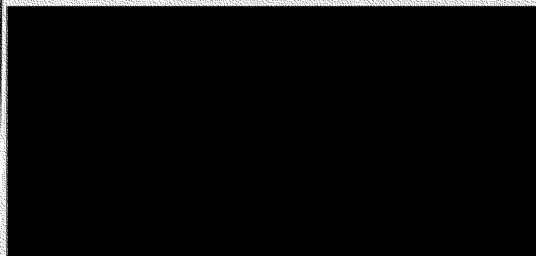
取引銀行	取引店	口座番号	
0017	0104	*****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38051	07-08-06	10:06	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (硬貨)
万円 千円 千円			円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



ご依頼人

カネコユタセイムカット"ウシ"ムシヨ様

電話番号



取扱番号

300010

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

請求書

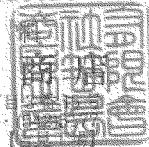
2025 年 8 月 1 日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原
有限会社 笹島埼玉県鴻巣市雷電1丁目
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(54)8870

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額		¥5,500		税率	10%	消費税額	500
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)			摘要
7/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00		500.00		
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫鴻巣支店						
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店						
合 計					500.00		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3824

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	10,296 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	契約駐車場代＋振込手数料（9 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3824

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
38841	07-08-07	14:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円

お振込明細またはご案内

お受取人
トウキョウツソキソ
シキ
当座 0200261
1) ケイキョウト子様
登録番号 0001

スス"キマサト セイムカツト"ウシ"ムツヨ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 300039

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐車場

番 号 No. ■■■■■

賃 料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和7年5月16日より令和8年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に備すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

.....

.....

.....

振込先

■■■■■

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
令和7年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 8-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地 ■■■■■

代表取締役 市川 麗恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中央 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3825

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	75,440 円
項目	事務所費	充当額	67,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃＋振込手数料（9 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3825

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38841	お取引日 07-08-07	時刻 15:01
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥75,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		印紙税 認証

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
カワケチツキン
ツキ
普通 0810281
カ)コスモ様
登録番号 0007

スス"キマサト セイムカツト"ウツ"ムウヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400040

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No. 本 数				本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社コスモ
	代表者の氏名	菊地 崇
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号
	免許年月日	2年4月1日
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	()第 号
	免許年月日	年 月 日
	氏名	
	登録番号	知事第 号

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3826

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,950 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（7 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
38841	07-08-07	15:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		↓ 印紙税 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
万円	千円	千円	円
お振込明細またはご案内			電信
お受取人	サイタマリツナ		
	シキ		
お受取人	普通 0619492		
	オオムラツヨウツ" (カ様)		
お受取人	登録番号 0002		
	スス"キマサト セイムカット"ウツ"ムツヨ様		
ご依頼人	電話番号		
	取扱番号 070003		
			印紙税申告納付につき浦和 税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

請 求 書



請求先 (発行先コード: [REDACTED]) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL : 048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL : 048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号 : T1030001045239	請求書発行日 2025年8月2日(土)
		請求書番号 000049144
		締日 2025年7月31日(木)
		支払期限 2025年8月31日(日)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名 : 廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500
10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500	
支払方法	銀行振込					
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムラヨウ(株)					
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムラヨウ(株)					
備考						

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/08/04 11:36

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/07/31	産業物処理代7月分	4,000	1	式	4,000 (消費税 10%)		
		()鈴木正人事務所					
			--			--	
2025/07/31	段々-K収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (消費税 10%)		
		()鈴木正人事務所					
			--			--	

※商品コードは16桁まで表示されます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3982

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 14 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 8 月分		
備考	45000+440=45440		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]	
取扱店 37706	お取引日 07-08-14	時刻 14:03	
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥45,000	手数料 ¥440	
お取引後の残高(円) [REDACTED]			おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) [REDACTED]			C認証 (硬貨)

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

登録番号 0001

オハナキヒトセイムカットウツムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 300018

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸家賃借契約書

貸家 尾花 珠仁 氏 事務所 事務所
との間に、次のとおり貸家賃借契約を締結します。

第1条 (目的) 貸家は、その所有する次に表示の貸家を賃借人に貸出し、賃借人はこれを賃借することを

約します。
貸家の所在(住所) 上庄市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 番 3 号 2 階

第2条 (賃借期間) 賃借の期間は、年 5 月 7 日から 年 6 月 3 日まで、3 年間とします。ただし、賃借人・賃借人は、協議

のうえで本契約を更新することができるとします。

第3条 (賃 料) 賃料は1か月金 45,000 円とし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を

賃借人の住所に貸主もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の悪化、公租公課の

増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の

請求をすることができるとします。また、本件貸家の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、い

ずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であつても、賃

借人との協議に基づき、当該滅失部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第4条 (賃 金) 賃借人は、賃金として金 45,000 円は賃借人から申し受けるものとします。賃

金は賃料借主その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する債務を担保する目的で預けられるもの

であり、利息を付さないものとします。賃借人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約

に定めるところによるものとします。

第5条 (使用目的) 賃借人は、賃借を、賃借の目的で使用する。他の用途に使用してはなりません。

第6条 (転賃等の禁止) 賃借人は、賃借物を譲渡し、もしくは本件賃金を転賃し(転賃、共同使用等事実上賃借物の

譲渡、転賃と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃借人の承諾なしに転賃、改築、模様替え等

をしてはなりません。また、賃借人は、本件賃借物の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃借人の承諾を得

なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限

りではありません。

第7条 (当然終了) 本件賃借が、火災その他の災害で滅失したときは、本契約は当然に終了します。

第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することが

できるものとします。

一、賃借人の使用に供している本件賃借の一部が火災その他の災害で滅失したとき、これにより本契約

の目的を達成することができないとき。

二、賃借人の事前承諾なく、本件賃借の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。

三、賃借人の事前承諾なく、賃借人が賃借物を譲渡し、または本件賃借を転賃するとき。

四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃借人に申告した家族以外の者に賃借人の事前承諾なく本件賃借

を占有させたとき。

五、長期不在により賃借物の使用を継続する意思がないと認められるとき。

六、賃借人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。

七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、更生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは賃借人が

自らこれら手続の申立てをしたとき。

八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

九、賃借人独自の手段小手段不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃借の履行が困難になる恐れがあると認められ

る相当の事由があるとき。

十一、立社会勢力との関係において、(i)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ii)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(iii)賃借人が反社会的勢力を利用

したと認められるとき、(iv)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供するな

どの関与が認められるとき、(v)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会

屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜組織または特殊な組織勢力、その他これに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(i)賃料の支払いを怠ったとき、(ii)賃料の支払いを後援にわたって遅延したとき、(iii)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(iv)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正する

よう催告をし、相当期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(i)および(ii)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。

第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件賃借を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。

第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。

第13条 (延滞賃料等への充当等) 賃借人に滞りをつけたいときは、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了前であってもその敷金をもってその滞りに充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃借人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。

第14条 (敷金の返還) 賃借人は、賃借借契約が終了し、賃借人から賃借の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。

第15条 (修繕料等の不請求) 賃借人は、本件賃借の明渡しに際し、賃借人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件賃借の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部取返し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取返し、本件賃借を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃借の損耗ならびに本件賃借の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件賃借の引渡しをするものとします。

第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃借人(賃借人)の責任と連帯して、賃借人に連帯して債務の責を負うものとします。

第18条 (合意書) 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、

各当事者捺印のうえ、各1通を所持します。 令和 5 年 7 月 6 日

賃借人 現住所 氏 名

賃借人 現住所 氏 名

連帯保証人 現住所 氏 名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4003

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 15 日	支出額	60,000 円
項目	事務所費	充当額	54,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため。 5 月事務所費		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 事務所費		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4003

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございました。

●お取引金額をお確かめください。

●お取引後残高欄の金額頭部に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お取引日	取扱店番	機番	取扱番号
7-08-15	092	42	1226
金融機関コード	口座番号		
1250	*****		
万円 5千円 2千円 1千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円			
お取引内容	お取引金額		
お引き出し	¥60,000		
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
14:52	0048		

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥0手数料 ¥0

埼玉縣信用金庫

小川支店

普通預金 6203661

2) ハシモトシムシヨ 様

ご依頼人 電話 0493-81-4896

コクホ ケンイチセイムカット ウシムシヨ 様

《さいしん》からのご案内

裏面をご覧ください

→

埼玉縣信用金庫

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大塚ビル1階
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1
構 造・規 模	鉄骨コンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 28.80 m ² 約8.7坪

(2) 使用目的

政務活動事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和6年6月1日から	3 年 月間	
終期	令和9年5月31日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	50,000 円	(内消費税等 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	10,000 円	(内消費税等 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	なし 円	賃料の ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	なし		
	円		円
礼 金	円		
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振 込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4033

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 18 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（9 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-08-18	03529	通帳送金
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N054	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 07-08-18		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

整理番号 87-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）
が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の
目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とす
る。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支
払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支
払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回
復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲
乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

（乙）


別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4034

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 18 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（9 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-08-18	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N059	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-08-18		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

整理番号 88-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一个月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月1日

甲（貸主）	氏 名	代理人	電話
	住 所		
乙（借主）	氏 名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏 名	武内 政文	電話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
宅地建物 取引業者	商号（名称）	宮田精一事務所	代表者 宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話 049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事（2）第23444号	
宅地建物 取引士	氏 名		登録番号
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4035

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 18 日	支出額	1,507 円
項目	事務所費	充当額	753 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4035

(2/2)

整理番号

お客様名

0000 4875 8162 4095

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサービス北関東
ダスキン宮原支店

登録番号 T6070001004715

〒331-0812、さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2025年 08月 14日 領収日 2025年 09月 15日 取引 現金

No.100368483700

商品	サービス内容	契約品目	単価	納品回数	金額	納品回数	金額	納品回数	金額	納品回数	金額
ベシクマットS・G	BSG 4W	1	693	1	693						
ニューダスキン小モップ	N-SAC 4W	1	814	1	814						

前回未収残

総売上金額

消費税

合計金額

領収額

訂正後 総売上金額

訂正後 消費税

訂正後 合計金額

訂正後 領収額

消費税 10%

担当者名

DUSKIN

0000 会員募集中!! 担当店コード【8000147】

305

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4049

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 19 日	支出額	4,840 円
項目	事務所費	充当額	4,356 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	7 月分事業ごみ回収代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4049

(2/2)

逢澤圭一郎事務所様 領 収 証 2025年8月19日 NO. _____

¥ 4400 —

但し7月分事務費の代り 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400-(10%)
現金 _____
小切手 _____

〒9030002049553

尿尿浄化槽維持管理士
三郷市指定一般廃棄物処理
尿尿浄化槽清掃
有限会社 根本 清掃
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
TEL (048) 955-2468
FAX (048) 956-6192

収 入
印 紙

係

●JT04953

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
57248	07-08-19	17:56
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
[REDACTED]		

お振込明細またはご案内

カメラリックス
ミサト
普通 0178856
1) ネモトセイコウ様
登録番号 0002
アイサ ワタエイチロウ セイルカット ワタ 様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 500014

印紙税申告納
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消していただきます。 →

お客様コードNo. [REDACTED]

請求書

(発行日 〇 年 〇 月 〇 日)

No.

有限会社 根本 清 掃

〒341-0044

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466

FAX: 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856

登録番号: T9030002049563

通簿 主一部 事務所 様



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(〇 年 〇 月 〇 日締切分)

PAGE 1

前回の請求額	前入金額	請求額	前払金	支払前残高	消費税額	今回支払額
[REDACTED]	[REDACTED]	0	0	4,000	400	4,400

年月	品名	数量	単位	単価	金額
〇 年 〇 月	ゴミ処理代基本料〇月分		1回	4,000	4,000
	(通簿 主一部 事務所 様)			(前払金額)	4,000
				(前入金額)	4,400
	【計】				4,000
	外税額 (外税対象額)	4,000			400
	【購買金額合計】				4,400
	内消費税額等 (内税対象額)	4,000			400
	【購入金額合計】				4,400
	前払買上額 (税抜)				4,000
	値引・返品 (税抜)				0
	前買上額 (税抜)				4,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4050

(1/4)

日付	令和 7 年 8 月 19 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

2025/08/19 0:27

振込受付完了 | パワーダイレクト

SBI 新生銀行

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/08/19
振込依頼人名	スカ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	75 円
キャッシュバック金額	75 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認についてはこちらを参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

https://bk.web.sbinseibank.co.jp/print/transferComplete.html

1/1

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5
構 造・規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間
終期	2026 年 7 月 11 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (内消費税等 円・税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 0 円・税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	0 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名 埼玉りきん 支店
	口座番号 口座種別
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市市場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

政務活動費 領収書等貼付用紙

4050

(4/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所

埼玉県川越市市場新町14-2

氏名

株式会社秀拓
代表取締役 米原恭淳

電話番号

049 (233) 1103

借主

住所

氏名

須賀 昭夫

電話番号

080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様

☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事(12)第 859 号

事務所所在地

埼玉県川越市市場

商号

株式会社 秀拓

代表者等

米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 '2212